

徳島県最低賃金 時間額796円 発効日は、令和2年10月4日から

最低賃金に関するお問い合わせは、
徳島労働局労働基準部賃金室（TEL088-652-9165）まで

最低賃金の改正に伴う労働面、経営面のご相談や業務改善助成金に関する
お問い合わせは、徳島働き方改革推進支援センター（TEL0120-967-951）まで

徳島県最低賃金 令和2年10月4日から 時間額 **796**円

※一部の製造業には特定最低賃金が定められています。

〔お問い合わせ先〕
徳島労働局労働基準部賃金室（TEL088-652-9165）
又は最寄りの労働基準監督署まで